平成 26 年(行ウ)第68号　豊橋市民病院公金支出差止請求住民訴訟事件

原告　寺本泰之

被告　豊橋市長　佐原光一

準備書面(1)

名古屋地方裁判所民事 9 部A1 係　　御中

平成26年10月10日

原告　　寺 本 泰 之

愛知県豊橋市賀茂町字石城寺 4-6

(〒441-1101)

℡　0532-88-3451

第 1　答弁書への反論

1、 答弁書の第2, 2(4)について反論する。

⑴被告は、答弁書の第2の2、(4)において失格判断基準は「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又は

その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であるとして落札者としない」場合の判断基準の一つとして導入されたものであり、その判断基準は豊橋市の入札制度を検討するために設置した入札制度検討会議に諮り、導入を決定したものである、と述べている。

つまり、失格判断基準導入に前提となる条件は「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はそのものと契約を締結することが公正な取引の秩序が乱すこととなる恐れがあって著しく不適当である」ときである。つまり「履行されないおそれ」のあることが認められなければならない。また「著しく不適当である」ことが認められなくてはならない。認められることもなく「履行されないおそれあり」とするのは冤罪と同じである。

⑵原告が起こした名古屋高裁平成26年（行コ）第12号事件は、「工事」における総合評価落札方式の失格判断基準を争った。本件は「設計委託業務」である。「工事」と「設計委託業務」は全く異なる。このことは原告が提訴した平成 24 年（行ウ）第 144 号公金支出差止請求住民訴訟事件（控訴審：名古屋高裁平成26年（行コ）第12号事件）で、被告が述べている。被告は、第 3 準備書面（甲第9号証）3 ページで次のように述べている。

「原告は第 2 準備書面において、豊橋市では予定価格の 20％台でも契約は履行されているなどと主張する。しかしながら、原告が示す「合流式下水道改善計画見直し業務」「野田処理場施設再構築送水管渠等基本設計業務」「貯留施設実施設計業務」「前芝校区市民館実施設計業務」「水道施設整備変更認可設計業務」はすべて「工事に伴う委託業務」の中の設計業務に関するものであり、これは本件のような「工事」とは全く異なるものである。（2）すなわち、工事の場合には、「材料費等の外部調達にかかる費用が絶対的に発生し、しかもその割合が高いため、削減することのできるコストは限られる。」

と述べている。

すなわち設計業務は、「建設工事」と違い建設資材や工事に関わる人工賃の必要のない業務である。設計士の能力、データストック、企業のノウハウ等でコストは変わってくる。安価高品質は可能な業務である。その意味で「工事」と「設計業務」は異なる。したがって単純に予定価格に一定の割合を掛けて算出した失格判断基準が「履行がされないおそれ」を示す金額ではないことを被告も認めている。

⑶被告は入札制度検討会議に諮り、失格判断基準制度の導入を決定したという。

しかし、「平成25年度第2回入札制度検討会議」（甲第10号証）からは失格判断基準導入に対する法的根拠はない。この点を以下で明らかにする。

原告は平成26年2月14日豊橋市情報公開条例に則り豊橋市の「入札制度検討会議に係る公文書」を公開請求した（甲第 5 号証）。一部非公開となったため同年3月7日「異議申し立て」を行い、ようやく同年7月取得した文書である（甲第10号証）。取得した文書のうち「平成25年度第2回入札制度検討会議」の1ページ「平成24年度入札結果等の検証について」のなかで「調査実施状況」が報告されており、そこには低入札調査では「すべて履行可能」とある。第167条の10第1項、2 項にあたる事実はない。逆に「低入札調査の状況」の調査結果では公正な競争入札が行われていることが証明されている。被告は、根拠もなく失格判断基準を導入し、豊橋住民に不当な損失を負わせたことになった。被告は、失格判断基準導入を正当であるとするならば、入札制度検討会議の文書の非開示（黒塗り）部分をすべて開示し、どのような調査及び調査対象業者の意見があったのか、明らかにして証明すべきである。

2、答弁書の第2，2（5）について反論する。

被告は、答弁書の第2，2(5)において「株式会社綜企画設計名古屋支店が積算した予定価格が適正なものであるなら、根拠を示せ」と原告に求めている。これは求める相手を間違えている。

被告は、入札業者から金額の記された業務委託設計書、明細書及び内訳書等、失格判断基準以下の入札がダンピング価格となる根拠がわかる文書のすべてを提出されている。株式会社綜企画設計名古屋支店も当然提出している。これらをもって被告が、株式会社綜企画設計名古屋支店を「不履行のおそれあり」と断定して失格にし、株式会社山下設計中部支社を落札業者に決定した。であるから被告が「株式会社綜企画設計名古屋支店が履行不可能である」根拠を示すべきである。

原告は、本件業務委託の入札見積もりを行った株式会社綜企画設計名古屋支店の支店長竹内昌弘氏を電話で聞き取り調査した。竹内昌弘氏は、本件業務委託の入札にあたり「国土交通省告示第 15 号から自動計算を行って算出した予定価格は 6,000 万円余りであった。そこから公表されている失格判断基準等を勘案して入札価格を 3,750 万円で応札した。」と述べた。甲第 6 号証に示す通り株式会社綜企画設計はこれまでいくつもの病院設計業務に関わっていることから原告は、この金額で契約履行可能であると確信している。竹内昌弘氏は「開札後、自分の積算予定価格より被告側の予定価格が約 2 倍の 1 億 2,000 万円余りであったので驚いた。」と述べた。

3、答弁書の第 2、3(1)　について反論する。

⑴被告は、アにおいて「おそれ」の有無の判定方法等に関する法令上の規定がないこと、調査が困難で行政コストの観点から普通公共団体の長の裁量に委ねられている、と名古屋高裁平成26年（行コ）第12号事件（乙 5）を証拠にいう。

しかし、この度取得した「平成25年度第2回入札制度検討会議」（甲第10号証）の「調査実施状況」「低入札調査の状況」から「おそれ」が認められない事実が判明した。また「おそれ」の判定方法が存在することも明らかになった。失格判断基準制度導入の必要性はなかった。にもかかわらず導入した被告の行為は裁量権の逸脱であることは明らかである。このことによって住民は不当に負担を負うことになった。

被告は、調査が困難であること、また行政コストがかかることを理由に失格判断基準の導入を正当化するが、入札業者は豊橋市の入札参加資格名簿に登録された資格、実績のある業者である。その資格も 2 年ごとに審査され合格している業者である。また積算内訳書を提出させている。このことから通常の低入札価格調査を行えば審査は可能である。<u>その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認める（</u> 167 条の10第 1 項 2 項）の事実のないまま失格判断基準を導入したのだ。

被告は、4 ページで「同条 2 項は最低制限の条項であり本件とは関係ない」と述べている。最低制限価格と失格判断基準は両方とも価格制限

を設け、その価格から 1 円切っても自動失格になることから、名称は異なるが制度的には実質的に同じである。

⑵ 被告は、イにおいて「低価格で落札された他の案件が適切に履行されたことが直ちに「傍線部分に定める事実のないこと」を根拠づけるものではない。」というが、しかし、そのことが「不履行」を意味するものでもない。ウにおいても「落札率が低いほど業務成績が低い傾向がある」という（4 ページ 16 行目）。このことと本件とどのように関連するのか。一般論として「業務成績が低い傾向があること」が株式会社綜企画設計名古屋支店の業務成績が悪くて契約不履行になるというのだろうか。根拠もなくこんな論理が司法に通じていいのだろうか。契約通りの履行がなされてないというのならその実例を示されたい。

以上、被告の言い分は全くの推測であって、本件における失格判断基準導入の合理性を証明する根拠にはならない。こんなことを理由として住民は不当に高い設計業務費を支払うことになった。明らかに地方自治法第 167 条の 10 第 1 項 2 項、第 2 条 14 項及び地方財政法第4条1項に違反する。

4、答弁書の第 2、3（2） について反論する。

⑴ ア について

「工事」も「委託業務」も建設工事に関わる公共事業である。いずれも公金で行われることから当該法の下で行われる事業である。

⑵ イ について

被告は、低価格だと不履行の恐れがあるかもしれない、という推測だけで確かな根拠もないままに失格判断基準を導入した。そして、この制度を「公益性がある。」という。

公益性とは、公正な競争が行われることによって、企業のイノベーションの進歩があり、安価高品質を可能な技術力の向上が果たされることである。被告は、この公益性を理解していない。したがって行政が行うことは、審査、監督、検査、義務付けられていることであるが、これらを厳正に行うことである。

そして、公益性は地方自治法 2 条 14 項に適うものでなくてはならない。

国および地方公共団体の契約は原則として一般競争入札によらなければならない（会計法第 29 条の 3 第 1 項、地方自治法第 234 条第3項）。一般競争入札は、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者と契約することが会計法及び地方自治法は原則と定めている（最低価格自動落札）。この原則を踏まえるべきだ。

失格判断基準は、この原則に違反し公益性を失っている。

⑶ ウ について

①（ア）について

被告は、 入札制度検討会議では「業者は、自分の得意分野については安く入札できる、という内容の議論をしていたわけではない、という。

そうであるならば、いかなる内容の議論をしていたのか説明すべきで、入札制度検討会議の公文書をすべて開示すべきだ。

⑷ エ について

被告は「失格判断基準は当該基準に該当することから直ちにダンピングや契約不履行に陥ると断定するものではない」(6 ページ 18 行目)という。それならば、なぜ失格にするのだ。不履行だと断定しているから入札を失格にしているのではないのか。

要するに履行か不履行かも判断できないままに「不履行」「ダンピング」と断定しているのだ。これを世間では冤罪という。

5、答弁書の第 2、3(3) について反論する。

被告は、豊橋市民病院は企業会計で、原則として診療報酬による運営を行っており、当該業務は自主財源のみで実施されていることから住民の負担が増えることはない、という。

これは全くの誤りである。こんな考えで市民病院の運営を考えているとするなら豊橋市の住民は不幸だ。豊橋市の一般会計から豊橋市民病院へ繰り入れをしている。赤字になれば豊橋市が補填するのは当然である。医療保険からの支払いには国税、地方税の負担もある。住民の生活に

すべて跳ね返ってくる。住民の負担が増えることはないなどは言語道断である。

被告が、住民の負担がない、というのは間違いである。

病院運営に限らず被告には、地方自治法第 2 条 14 項及び地方財政法第4条第1項に則り公金を扱う姿勢がない。

第 2、結論

今回新たに情報公開請求で一部非開示されているが、異議申し立てを行い取得した「平成25年度第2回入札制度検討会議」（甲第 10 号証）を提出した。異議申し立てをしてもすべてが開示されたわけではないが、その中で「全て履行可能」となっていること、そして低入札調査がされていることの 2 点が立証された。このことから本件業務委託に失格判断基準制度導入の必要はなく、当該制度のない、本来の一般競争入札で行うべきであったことが明らかになった。

一般競争入札は、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者と契約することが会計法及び地方自治法の原則となっている（最低価格自動落札）。

以上から本件委託業務の落札者に株式会社山下設計中部支社をに決定したことは会計法第 29 条の 3 第 1 項、地方自治法第 234 条第3項、同条第 2 条 14 項及び地方財政法第4条第1項に違反していることが明らかになった。

証拠方法

甲第9号証：平成 24 年（行ウ）第 144 号公金支出差止請求住民訴訟事件の被告側第 3 準備書面

甲第10号証：平成25年度第2回入札制度検討会議

添付書類

準備書面（1）副本　　1通

甲号証写し　　各1通